

# 第29号

発行  
北九州地区  
信徒徒職協議会  
会長 追立 泰治  
編集  
北九州信徒協広報部  
担当司祭 山元 眞  
担当委員 岩本光弘

## カトリック 北九州地区 信徒協だより

News Bulletin for Catholic Believers' Association in Kita-Kyushu Area

### 主な内容

- 1面 平和の集い報告
- 2面 『Q & A』 寺浜神父
- 3面 English Column
- 4面 English Columnの説明
- 5面 教区研修会  
北九州信徒協会議報告  
待降節回心式日程表
- 6面 ニュースあれこれ  
編集室の窓



平和の火

8月7日の朝は、台風の影響で風が強くテント設営が心配されましたが、小倉教会のみなさんが安全対策を取ってくださり、無事設営が出来ました。小倉教会自慢のカレーライスはおいしくて、いつも笑顔でにぎわいます。聖堂では、平和の火の奉納が始まりそして発表へ。最初は、キリスト者九条の会の平和コント。毎回工夫を凝らし何度も練習を重ねたそうです。続いて看

### 8/7 北九州平和の集い

- ・家族を大切にする。
- ・自由を制限されることから解放を。
- ・九条が永久に守られますように
- ・弱い立場の人の声を聞き助けて下さい。
- ・徴兵制を含む憲法改悪が行われませんように。
- ・希望をもって前へ進むことができますように。
- ・神から頂いた知恵を正しく使い、あなたの望みに従い、原発や争いのない世の中になりますように。
- ・戦争は絶対イヤだと言いたい。
- ・戴いた命を平和の力に使うことができますように。
- ・津波で被害を受けている人に募金してあげたい。

### 短冊に込めた平和の



200枚  
が寄せられました



護協会と門司教会の発表は、それぞれの特性を活かした取り組みで、とても参考になったとの声をいただきました。精神障害者家族会の発表では、病気に對する誤解が偏見と差別を生むというもので、まず理解することの大切さを痛感しました。これらの発表後、外国籍信徒たちによる大スクリーンを使った歌では全員が総立ちとなり、聖堂全体が一つになり圧巻でした。外では多数の出店で大にぎわい。子どもの広場では、東日本の震災の話などを分かりやすく伝えたりと、それぞれの持ち場

での味が出せていたようです。メイは林尚志神父による講演「希望に向かつて」。神父は、独特の動きと具體的体験の話をもうモラスに語ってくれました。それも、原爆のこと、

### 【平和の集い献金】

356,057円

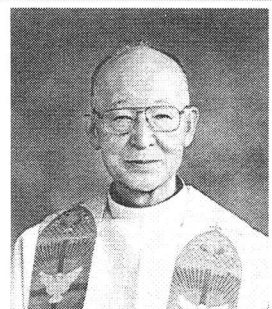
- ①東日本大震災被災者支援
  - ②東チモールへの支援
- に送金致しました。

教育のこと、東チモールのこと、原子炉などの問題を的確に話し、私たちにいま大切な点を気づかせてくれました。集いの終りは、平和祈願の静かなひととき。短冊に平和の祈りを書くことが恒例となり、200枚の祈りや願いが寄せられました。どれも心打つものばかりです。片付けの時、子ども達とバンドの皆さんが一緒に大合唱をし、心温まる瞬間でした。本当に素晴らしい一日を有難うございました。平和の集い実行委員会

今すぐ  
原発の廃止を  
日本カトリック司教団が  
メッセージを発表しました。

詳しくはカトリック中央協議会  
ホームページをご覧ください。  
<http://www.cbcj.catholic.jp/>

すでに教区報でもお知らせがありましたが、飯塚教会の堤敏雄神父が8月25日帰天されました。誰にでも優しく真摯な態度で接してくれる堤神父の訃報には多くの人が驚くと共に悲しみに包まれました。1958年司祭に叙階された。北九州地区では戸畑教会と飯塚教会で司牧されました。8月26日に大名町教会で告別式が行われ、多くの人がお別れをしました。



堤 敏雄神父

ご逝去

# Q&A コーナー

## 「今の厳しい時代のなかでの信徒の召命③」

今回はわたしたちにできる奉仕・活動から信徒の召命について考えていきましょう。

3月11日の東日本大震災から約8か月が経ちました。5月にボランティアに行かせていただいたこともあり、被災地の状況、支援助物資やボランティアの参加方法等を尋ねられることがありますが、現在、被災地で何が必要かは詳しくわかりませんが、現在も多くの支援が必要なのは確かなことです。

宮城県石巻市で被災されたお家の片づけをさせていただきました。家主の娘さんからは「一つのカバンを見つけていただき、あとはすべて処分してください」とのご依頼でした。建物が何とか残っている状況で、ご近所の家々、町全体が地震と津波でかなり破壊されている状態でした。家中に家財道具が散乱し、電化製品、畳、布団などありとあらゆるものが津波の海水と汚水に浸かり濡れていました。仙台教区サポートセンター担当の事前の説明で担

当被災地での写真撮影や被災者の方々への配慮等の注意がありました。被災のすごさに作業が始まってもいらいなところが目まぐるしくなりました。初めて顔を合わせるボランティア同士、不思議と自分の持ち場が決まり淡々と片づけていく。作業が始まってから家主のおばあさんも来られ、わたしたちが片づける様子を黙って見つめておられました。生活に欠かせない、また長い間大切にされた思い出の品など、すべてが瓦礫として袋に入れて処分される。しばらくしておばあさんは黙ってどこかに行かれました。どこに行かれたのだろうかと考えていたところ、おばあさんは買物袋を手に戻って来られました。おばあさんは作業をしているわたしたちのために差し入れを買いに行かれたのです。この時ハッとしました。被災地でのボランティアで何か支援や奉仕をしているつもりで、しかし、ご自身も被災され、家はめちゃくちゃな状況なのに、わたしたちのことを気遣い買い物に行き、さらに一人ひとりに「迷惑をおかけします、どうぞ召し上がってください」と声をかけてくださる。何かとても大切なことを教えていただきました。休憩のときに差し入れをいただきましたながら、

おばあさんに「大変な地震でしたね」と話しかけたところ、おばあさんは嫌な顔ひとつせず、地震・津波のことを話してくださいました。お話をひとつひとつが驚きの連続でした。「3月11日、おじいさんと二人で家にいたところ突然地震が起きひどく揺れ、部屋はめちゃくちゃになり停電で電話もつながらず、警報や避難の連絡などはまったくありませんでした、まさか津波が来るとは思いもせず、何もわからなまま、散らかった部屋を片付けていました。地震から40分ぐらい経ってどこからともなく水が上がってきて、二人で急いで押し入れに上がりました。」その地区は海からかなり距離のある場所で、水は近くの川から逆流してきたようです。家の中まで水が上がってきて、水は押し入れの下まで迫り、それからお二人はまったく何も状況がわからないまま押し入れの中で、4日間もじつと助けを待っておられたそうです。着の身着のまま押し入れに上がり、4日の間に口にできた食料は家のなかの水に浮いていたヤクルトと牛乳、豆腐一丁だけだったそうです。

2日目にお隣の方が様子を見に来てくださった以外は一切の救助・避難指示の連絡もなく、ひたすらご夫婦二人だけで、じつと助けが来るのを待っておられたそうです。「津波は一日に20センチぐらい、ゆっくりとしか引かず、4日目にやっと家から出て、自分たちでなんとか歩いて避難所まで行き、その時初めて地震と津波のことを知りました。不思議と4日間はお腹も空かず、時間も長いとは思いませんでした。」と地震での体験を詳しく話してくださいました。その壮絶なお話にただ、ただ驚くばかりでした。

地震後ひと月過ぎた4月になって、ボランティアの依頼をされ、実際にわたしたちが来たのは更にひと月後の5月、地震からすでに2カ月が過ぎていました。その間も家は地震直後のままで、まったく手が付けられず、わたしたちが家のなかに入らせていただいた時には、家中に水と砂が溜まったままで、津波の海水と汚水の混ざった独特の臭いがしました。すべての瓦礫を運び出し、家中に水をまき、まったく何も無い家になりました。それでもわたしたちに笑顔で「ありがとうございます、助かりました」と何度もお礼をされる。実はおばあさんは途中でもう一度買い出しに行かれ、差し入れを持ってきてくださいました。どちらが支援を受けているのか、まったくわからなくなりました。

**親睦レクリエーション大会**  
\* 今年も3年連続で雨天中止になりました。担当者は、今年も中止になるとは思いませんでしたが、これに懲りて来年からは行わないということではなく、次期の実施については、来年の予定を決める代表者会議で検討することになります。  
来年こそは好天のもとで楽しい行事になってほしいですね。

帰り際に「せつかく命拾いされたのですから」と、言い終わらないうちに「長生させていただきませう」とおばあさんは笑顔でこたえてくださいました。  
世界中で地震、台風・大洪水と自然災害はわたしたちの生活を脅かし続けています。  
「大震災を機に世界の人々の間に生まれた支え合う心を、深く根づかせてください。消えることができませんように」(10月23日 日曜日(年間30主日)の共同祈願)  
わたしたちの祈り、支援、そして今も困難のなかにおられる被災された方々を決して忘れないこと、召命の大切な務めではないでしょうか。  
(直方、田川教会・寺浜神父)

## **Do you know that the current ‘Alien Registration Act’ of Japan is revised?**

In 2009, the immigration law was revised and scheduled to be implemented in three years. New systems introduced by the revision are going into effect in July 2012.

By this revision your current “certificates of alien registration” are being abolished, and you will be issued with “residence cards.” under the new system. This card will be given at the regional immigration office when you renew your residence status. If your residence period dates longer than July 2012, current certificate is valid until the next renewal date as a provisional residence card.

According to the revision, there is another important change: foreigner’s residence cards. Every Japanese citizen has family registration and residence card. Now that foreigner’s residence card system is introduced, you need to submit the card whenever you apply for employment, admission to school, and make procedure for driver’s license, as all Japanese citizens do.

Local governments get to prepare for the system in March next year. Their first job is the confirmation of your residence. They send out mails to your registered address on your certificate. If you have moved from the reported address, the mail returns to the office. That means you don’t stay in Japan. Your registered and current address should be the same. If your address is different from the registered one, you need to report the change right away, or your residence status might be cancelled at the next renewal occasion. This is true for permanent residents.

Short term residents whose stay terminates within three years will be given the new residence card at the next renewal time. However, permanent residents whose renewal is decided every seven years should receive residence cards in three years from July 2012 at the immigration office. Current certificates of alien registration must be switched to residence cards within three years.

After July 2012, when you change your address, you have to notify the local government offices and submit reports of moving out and moving in within fourteen days. If you fail to submit a notification of moving within the designated period, there is penalty: a fine of not exceeding 200,000 yen or imprisonment of less than a year. If you fail to notify within 90 days, your status of residence will be revoked.

Two things you have to remind yourself now:

1. Make sure of your registered address is identical with your present address.
2. Let all your friends and relatives know about the revision of Immigration Act.

If you want to know more about the revision in detail, contact Mr. Iwamoto. He has pamphlets of

Revised Immigration Act Q & A, English version, prepared by NGO All Japan Network

Kyushu Solidarity Network Migrant Workers

Mitsuhiro Iwamoto

Phone: 090-8838-8595

# カトリック教会の皆様にもぜひ知っておいてほしいこと

3面英語版の  
内容について

## 入国管理法が改定されます

09年に現在の入国管理法改定法案が国会を通過しました。この法案は国会通過後3年かけて順次項目毎に施行をされていますが、来年7月に最後の施行が行われます。最後に施行される法律が改定の主たる部分です。これによって日本に在留している外国人の在留許可に大きく影響しそうなので改定の一部を紹介します。

### 【どう変わるのか】

今回の改訂では、「外国人登録法」が廃止になります。そして新たに「外国人住民票制度」が始まります。これに伴い、全ての外国人の動向を全て法務省が管理・把握できるようになります。今回の改訂で政府が狙っている主たる目的はこの点にあります。

外国人住民票が出来ることによって、2012年7月以降は日本人と同じように、外国人もさまざまな手続きに住民票の提出が求められるようになります。

来年7月から施行されますので、一月ころには全ての自治体に法務省から外国人のデータが送られることになっていると聞いています。

### 【何が問題となるのか】

このデータを基に地方自治体は外国人住民票の作成作業に入りますが、最初にするのが法務省のデータによる外国人の所在確認になると見られています。現在は外国人の全ての人々が「外国人登録証」を持っていますので、これに記載されている住所に所在確認の郵便が行くこととなります。この時、記載されている住所にいない人の郵便は役所に戻ってくることとなりますので、その人は日本にいないということとなります。その状態で次のビザの切り替えに行くと、在留許可の取り消しになる恐れがあるのです。

2012年7月以降は、住所の変更に罰則が付いた規定が厳格に適用されます。

転居する時は、14日以内に転出、転入届を提出しないと、20万円以下の罰金もしくは1年以下の懲役となっていますし、未届けが90日を越えると在留許可の取り消しということになっています。この規定は、永住許可を持っている人や留学生にも洩れなく適用されますし、在日韓国・朝鮮・台湾人の特別在留許可者も同様です。

私たちは外国人たちに、現在持っている外国人登録証の住所と現住所が一致しているのかを聞いています。そこで

### 【皆さんにお願いがあります。】

皆さんの教会に来ている外国人の人たちに、その人の住所は外国人登録証と一致しているかと聞いて下さい。もし住所が違っているのなら、早く住所変更の届出をするように言って下さい。さらに、その人の友人たちに、このことを伝えるように話をして下さい。住所を一致させることがトラブルにならないための第一歩です。ぜひお願いします。

今号3ページの英語面には、外国人の人たちに早く手続きをするようにということを書いています。その文も見せて下さい。

詳しい内容について聞きたいことがありましたら岩本まで問い合わせをお願いします。

移住労働者と共に生きるネットワーク・九州 岩本光弘(水巻教会所属)

# チャット拝見コーナー

## 《2011年度 第2回代表者会議》(10月30日)

### \* 報告事項

平和の集い、教区研修会、部会報告、外国人の問題について文書で報告がありました。

### \* 司祭団との懇談会

1月8日(日) 午後から開催することになりました。テーマについては代表者会議でいくつかの案を検討しましたので、司祭団へ提案して決めることになりました。

懇談会終了後は昨年と同様に小倉教会で懇親会を行います。各教会からの多数の参加をお待ちします。

### \* 代表者会議の構成について

代表者会議の参加者について、小教区の代表者、部会の代表者、使徒職団体の代表者も含めてどのような構成にするのか、来年にかけて検討を始めていくことにすることが決まりました。

また、代表者会議の必要性については、信徒協に参加しないという教会もありますので、どうしても必要なのかも含めて議論をしていくことになります。



カテドラルを埋めた参加者

## 共同回心式日程

日付	教会名	時間
12月2日(金)	若松	19:30
12月6日(火)	行橋	11:00, 19:30
12月7日(水)	豊津	19:30
12月9日(金)	門司	10:30, 19:30
12月9日(金)	直方	14:00, 19:30
12月10日(土)	田川	10:30

3年連続となった教区信徒協研修会が9月23日、大名町教会で行われました。テーマは「明日の教会に向かってー福音宣教(ナイス)理解と実践」。

熊本地区25人、佐賀地区40人、北九州地区70人、福岡地区80人以上、修道者36人、司祭6人：実行委員会の予想を



森 一弘 司教

## 教区信徒協研修会で 福音宣教を熱く語る

”共に喜びを持っていきよう”

はるかに超え280人近くが参加しました。

森司教は、第1回福音宣教全国推進会議(ナイス1)を受けて当時の司教たちの出したメッセージについて説明をしました。「ナイス1に見る教会理念と宣教理念の転換」とは、「信仰を掟や教義を中心

としたとらえ方から『生きること、しかも喜びを持って生きること』を中心としたとらえ方に転換」しようとしたところがナイスの目指そうとしたものとのことです。そして聖書をもとに、イエスと関わった女性達が最も福音を理解したことなどを分かりやすく話しました。その後21グループで分かち合い、自分達にできる福音宣教について討議がなされました。ナイスの精神を初めて知った人々から、「共鳴した」「心に響いた」との

感想が多く寄せられました。また「掟を守り教会の仕事を手伝ってきたが」と戸惑う声もありました。これは課題として今後も議論されていくものでしょう。教区信徒協では、11月中旬に研修会記録集を作成する予定で、多くの皆様に読んでいただきたいとの意向です。(記録集希望の方は地区役員まで)

日付	教会名	時間
12月13日(火)	戸畑	10:30, 19:30
12月14日(水)	新田原	10:00, 19:00
12月15日(木)	小倉	11:00, 19:00
12月16日(金)	水巻	10:30, 19:30
12月18日(日)	飯塚	ミサ後
12月21日(水)	湯川	10:30, 19:30

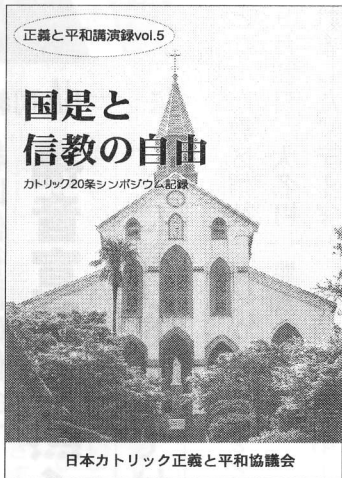
4人のキリスト者が語る

# 信教の自由と政教分離

## ブックレット完成

### 5/21(土) シンポジウム講演録

## 出来ました



問い合わせ

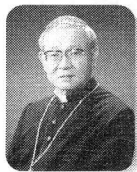
・カトリック中央協議会 または  
 ・瀬下(黒崎教会)まで。  
 TEL 093-622-1289



吉田 牧師



森上 牧師



溝部 司教



谷 司教

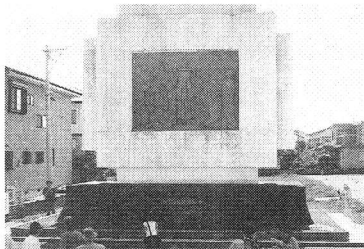
5月に小倉教会で開かれたシンポジウム「信教の自由と政教分離」の講演記録集がこのほど出来ました(昨年の仙台教区での講演も含む)。タイトルは「国是と信教の自由」です。今、君が代、国旗掲揚などの問題や生活と密接にかかわりのある神社寄付などについて、キリスト者の立場としてどのように考え、行動するのが問われています。カトリック20案の会では、このブックレットを参考に教会内外で学びの時をもってほしいと呼びかけています。小教区に向けて冊子の紹介などをしてほしいと思いますのでよろしくお願致します。

## ニュースあれこれ

### ◆湯川教会の巡礼

毎年恒例の巡礼旅行が10月10日に行われました。今年目的地は長崎県大村市で、参加者は50名でした。

大村はキリシタン大名の村純忠の領地だった町なので、激しい弾圧のためたくさん殉教者が出ていて殉教地もたくさんあります。今回はいくつかの殉



つかの殉教跡を回って祈りを捧げ、植松教会を訪問して帰ってきました。

### ◆平和の集いの講演録ができました。

今年の集いで話をしていただいた、林神父の講演のテープを起こした記録ができました。小教区の広報などに利用することができません。必要な教会は信徒協役員まで連絡して下さい。

### ◆キリスト者同志で平和の分かち合い

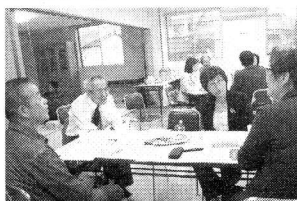
「楽しく平和を語り合いましたよ」との企画で、10月29日キリスト者九条の会が総会を兼ねて開きました。カトリック信徒とプロテスタント教会員や牧師たちが交じり合い、455人のグループで分かち合う形式は初めてでしたが、どのグループも会話がとぎれないほどのにぎわいでした。参加者のひとは、学校現

## 編集室の窓

\*飯塚教会を担当されていた堤神父様が帰天されました。人柄の穏やかな神父様でした。広報紙の配達に行くと、必ず「コーヒーでも飲んでいきませんか」と声をかけていただきました。表面的におとなしく見えるのに、なんにでも積極的に取り組まれる方でした。戸畑教会におられたときは、小倉教会の英語ミサを何度も担当されていましたし、信徒協の行事には体調が許す限りいつも来られていました。

\*改定入国管理法について  
 三面と四面に特集記事を掲

場での苦しさを共有してくれた分かち合いにとっても喜んでいました。九条の会では、今後キリスト者だけに限らず市民の皆さんとも対話を進めたいとのことです。



載しました。この部分だけを両面コピーして外国人の人たち配ってもらって結構です。来年7月以降に法律が改定されることを知らない人の在留許可取り消しが大量に出る危険性があります。

教会やNGOにつながりがある外国人は、カトリック関係でも10%程度です。  
 \*信徒協の代表者会議では議論が活発に行われています。あまり出席しない小教区の代表者もおられますが、ほとんどの代表者は会議の回数が進むにつれ、お互いの情報交換や考え方の共有が進んでいきます。ぜひ毎回出席していただきたいですね。

(岩本)